



Building a better  
working world

## 2018年増值税改革の深化

### 概要

國務院の李克強総理が3月28日に主催した國務院常務会議において、画期的な増值税制度の改革措置が提起された。これは、増值税改革を一層深化させるという國務院の決意を表すものである。

本Indirect Tax Alertでは、この増值税制度の改革措置が納稅者に与える影響等について考察する。

### 主な内容

過去5年間に、營業税に代えて増值税を徵収する試験（“營改增”）の実施を通じて、中国では累計で2.1兆元にのぼる減税を実現した<sup>\*</sup>。國務院による今回の増值税政策の変更は、中国政府が引き続き市場、特に製造業、小型企業等の税負担の軽減を図り、ビジネス環境の改善を図ろうとしていることを示すものである。

増值税改革の観点からは、今回の変更は当該税制の一層の改善を図るものであり、次の三つの重要な措置を含む。

\*出所: [http://www.gov.cn/premier/2018-03/28/content\\_5278110.htm](http://www.gov.cn/premier/2018-03/28/content_5278110.htm)

## 措置1: 増值税税率の引下げ

現在は3段階の税率(増值税ゼロ税率を含まない)が設定されているが、そのうち2段階の税率が次のように引き下げる。

現行税率	17%	11%	6%
2018年5月1日以降の新税率	16% (注1)	10% (注2)	6%

注1:当該税率の変更はこれまで17%の税率が適用されてきた製造業等の業種、課税行為に適用される。

注2:当該税率の変更はこれまで11%の税率が適用されてきた交通運輸、建築、基礎電信サービス等の業種及び農産品等の物品に適用される。

今回の税率の引下げにより、年間で2,400億元の減税が実現されるものと見積もられている\*。

## 措置2: 一般納税者の年間課税売上高の認定基準及び登記制度の変更

現行の增值税制度の下で、工業企業、商業企業、“營改增”サービス企業(2012年に“營改增”試験が開始されるまで営業税が適用されていた企業)には、以下の通り、それぞれ異なる一般納税者の年間課税売上高の認定基準が適用してきた。

一般納税者の類型(注3)	工業企業	商業企業	“營改增” サービス企業
年間課税売上高	50万元超	80万元超	500万元超

注3-上記の基準を満たさない場合、小規模納税者となることができる。小規模納税者には通常、3%の徴収率が適用されるが、仕入税額を控除することはできない。

2018年5月1日から、上記の認定基準は一律に500万元とされる。このことは、より多くの工業企業、商業企業が、年間課税売上高が500万元を超えるまで、小規模納税者としてより低い徴収率を適用できるようになることを意味する。

また、一定の期間内において、すでに一般納税者として登記した企業も一定の条件を満たす場合(即ち、年間課税売上高が500万元の基準に満たない場合)、小規模納税者に転換することができる。

このことも、国家が小型企業を政策的に支援し、その税負担の軽減を図ろうとしていることを表している。

## 措置3: 適格の設備製造等の先進製造業、研究開発等の現代サービス業及び電力網企業に対する未控除仕入税額の還付

中国では、現行税制の下で增值税の輸出還付制度は設けているが、企業に超過仕入税額が生じた場合(生産経営において発生した仕入税額が売上税額を上回る場合)、還付は行われず、翌年度以降に繰り越して控除することとされている。ただし、近年は特定の納税者(例えば、大型旅客機の研究開発プロジェクトに従事する企業)及び業種(例えば、IC産業)について、超過仕入税額の還付が行われるようになっている。

\*出所: [http://www.gov.cn/premier/2018-03/28/content\\_5278110.htm](http://www.gov.cn/premier/2018-03/28/content_5278110.htm)

國務院の会議では、増增值税の超過仕入税額の還付政策の適用範囲を拡大することが決定された。次の業種に属する適格の企業は一定の期間内に控除し切れなかった仕入税額の一括還付を受けることができる。

- ▶ 設備製造等の先進製造業
- ▶ 研究開発等の現代サービス業
- ▶ 電力網企業

國務院の会議の決定では、一括還付が認められる仕入税額は“一定の期間”内に控除し切れなかった仕入税額とされている(当年度或いは近年に生じたものではない可能性がある。“一定の期間”的定義は今後出される実施細則において明らかにされるものと見込まれる)。

現在、財政部及び国家税務総局は、旧政策から新政策への移行及び実務運用上のガイドラインとなる実施細則を起草中である。

## EYの考察

会議によれば、上記の三つの改革措置の実施による年間の減税額は4千億元を超え、内資企業と外資企業に同じようにベネフィットをもたらす。

上記のうち一部の改革措置は、中国の増增值税制度の仕組みの変更に関わり、これらは今後の増增值税立法の基礎になるものと見込まれる。

<b>増增值税税率の変更</b>	<p>中国では1994年に増增值税を導入して以来、物品販売等の課税行為に対して17%の増增值税税率が適用されてきた。当該税率は、アジアパシフィック地域の国家の中で最も高い税率である。</p> <p>2017年7月1日から、それまで13%の税率が適用されていた一部の商品(例えば、特定の農産品、水道水、天然ガス等)の税率はすでに11%に引き下げられた。</p> <p>中国政府は増增值税税率の引下げを通じて、全体の増增值税負担の軽減を図ろうとしている。上記の増增值税税率の引下げは製造業の税負担の軽減につながるものであるが、市場では消費者もその恩恵を受けることになるだろう(例えば、家電製品の税率は17%から16%に、水道水の税率は11%から10%に引き下げられる)。</p> <p>増增值税の適用税率の変更に伴い、輸入段階の増增值税税率及び輸出還付率も変更される。輸入段階の増增值税税率の引下げは、輸入商品の価格競争力を高めるうえで有利に働く可能性がある。一方で、一定の期間において、輸出還付率の引下げは企業の商品の輸出コストを増加させる可能性がある。輸出入に従事する企業はこのような変化にも留意する必要がある。</p> <p>財政部と国家税務総局は「政府活動報告」において提起された財税改革措置の具体的な実施について調査検討中であると理解している。「政府活動報告」における財税改革措置(例えば、3段階を2段階に統合する方向で増增值税税率の水準を調整する)から、今後も増增值税税率はさらに調整されるものと予想される。</p>
------------------	--

\*出所: [http://www.gov.cn/premier/2018-03/28/content\\_5278110.htm](http://www.gov.cn/premier/2018-03/28/content_5278110.htm)

	<p>改正後の増税ルールはより国際慣例に沿ったものとなる（増税を徴収する多くの国において、超過仕入税額は還付する措置がとられている）。ここ数年、租税政策部門は超過仕入税額の問題の解決策についても積極的に模索してきた。2016年には、適格の航空機生産企業に対して、一定の条件の下で超過仕入税額の還付を認めるようになった。</p> <p>設備製造業、研究開発、電力網等の業種の企業は初期投資コストが大きく、投資の回収期間が長いこと等から、多額の超過仕入税額が生じ、企業のキャッシュフローに影響を与える。現時点では、超過仕入税額の還付に係る具体的な適用条件（例えば、“一定の期間”的定義等）及び手続はまだ明らかになっていない。</p> <p>今回の会議で言及された業種以外にも、多額の超過仕入税額の問題を抱える業種がある。例えば、飲食業の場合、購入する原材料、賃料、水道水等にはそれぞれ17%または11%の税率が適用されるが、飲食サービスの提供には6%の税率が適用される。現在の増税税率の設計は、飲食業において多額の仕入税額が控除できないという問題をもたらしている。</p> <p>2018年5月1日以降、一部の業種において超過仕入税額を一括還付するという措置が適用されることを貴重な一歩であるが、全ての超過仕入税額の問題を解決することにはならないだろう。企業が問題を声に出し、より適時に問題の解決が図られることが望まれる。</p>
超過仕入税額の還付	

上記の改革措置が企業及び消費者に歓迎されるものであることは疑いないであろう（税負担の軽減が商品価格に反映される場合）。しかし、納税者が今回の変更によるベネフィットを得ようとするならば、次のような対策についても検討する必要がある。

項目	アクションプラン
実施細則の公布	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 紳税者は財政部及び国家税務総局が公布する実施細則に基づき、新しい政策がビジネスプロセスに与える影響を分析する必要がある。</li> <li>▶ 2017年7月1日から農産品等の商品の適用税率が13%から11%に引き下げられたときの対応を参考にして、潜在的な税務リスクを回避するため、政策変更に係る経過措置及び具体的なコンプライアンスの要求に留意する。</li> </ul>
増税申告等のプロセスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 増税税率の調整による申告書フォーム等の変更に速やかに対応する。</li> <li>▶ 特に税務申告を自動化している企業は、システムの変更とテストを速やかに行う必要がある。</li> </ul>
価格設定戦略の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 増税税率の引下げは購入コストの増加をもたらす可能性がある（即ち、税込みの購入価格が固定とされている場合、増税税率の引下げにより、控除可能な仕入税額が減少することになる）。当該コストの増加が購入者にとって受入可能な範囲か否かを考慮し、取引先との価格交渉を行うか否かを検討する。</li> </ul>
購入プロセスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ サプライヤーが一般納税者から小規模納税者に転換した場合、適用される税率が大幅に低くなる（低減幅は14%または8%）。そのことによって仕入税額が減少し、購入コストが増加しないように、購入価格及び発票（インボイス）の発行について、サプライヤーと交渉する必要がある。</li> </ul>
契約条項の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 今後、増税税率が3段階から2段階に統合される可能性があることを考慮し、契約書のひな型を作成する際或いは契約を締結する際には、契約価格が税込みなのか税抜きなのかを改めて明らかにし、契約条項を今後の増税税率の変更に備えたものとする。ビジネス上の取決めを反映する明確な契約条項がない場合、経済的に不利な結果をもたらす可能性がある。</li> </ul>

項目	アクションプラン
顧客向けの書類のレビュー(例えば、請求書、発票及びその他の書類)	<p>▶ 経過期間における発票の発行及び取得の管理を適切に行う。例えば、2018年3月に売上高を認識し、17%の増增值税も納付したが、発票をまだ発行していない場合の取扱い等に留意する。</p>

EYはこれまで、増增值税改革に関して、政策の策定者及び企業に協力をしてきました(増增值税政策の策定、増增值税改革の影響の分析及び增值税管理システムの構築等を含む)。EYは今後も増增值税改革に係る最新の動向について情報を提供し、企業が增值税制の変化に対応するためのお手伝いをいたします。

For further information, please contact EY's Indirect Tax Team in China:

**Kenneth Leung, Partner**  
**Greater China Indirect Tax Leader**  
**+86 10 5815 3808**  
[kenneth.leung@cn.ey.com](mailto:kenneth.leung@cn.ey.com)

**Beijing**  
**Susan Liu, Partner**  
**+86 10 5815 2756**  
[susan.liu@cn.ey.com](mailto:susan.liu@cn.ey.com)

**Shanghai**  
**Kevin Zhou, Partner**  
**+86 21 2228 2178**  
[kevin.zhou@cn.ey.com](mailto:kevin.zhou@cn.ey.com)

**Shenzhen**  
**Andy Leung, Partner**  
**+86 755 2502 8386**  
[andy.leung@cn.ey.com](mailto:andy.leung@cn.ey.com)

**Hong Kong**  
**Richard Lin, Senior Manager**  
**+86 852 2515 4154**  
[richard.lin@hk.ey.com](mailto:richard.lin@hk.ey.com)

EY 安永

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EY

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited  
All Rights Reserved.

APAC no. 03006437  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](http://ey.com/china)